

調 査 の 概 要

1 医療施設調査

(1) 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の沿革

この調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和 28 年に医療施設調査となった。

昭和 48 年から医療施設より提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を毎月実施するとともに、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和 50 年を始めてとして 3 年ごとに実施することとし、現在に至っている。

なお、静態調査は昭和 56 年までは 12 月末現在で調査していたが、昭和 59 年からは 10 月 1 日現在で調査している。

(3) 調査の種類、期間及び期日

動態調査は、静態調査の結果に医療施設の開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、令和 7 年調査は令和 6 年 10 月 1 日から 1 年間の調査結果である。

(4) 調査の対象

動態調査の対象は、開設・廃止等のあった医療施設である。

医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び保健所は除く。

(5) 調査の事項

施設名、施設の所在地、開設者、許可病床数、その他関連する事項

(6) 調査の方法及び系統

動態調査は、医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出した。

厚生労働省	―――	都道府県		病院・診療所
		├	指定都市	 病院・診療所
		└	保健所設置市（指定都市を除く）・特別区	 診療所

(7) 結果の集計

厚生労働省政策統括官（総合政策、労使関係担当）において行った。

※ 医療施設調査は、統計法に基づく基幹統計「医療施設統計」を作成するための統計調査である。

2 病院報告

(1) 報告の目的

この報告は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の沿革

この報告の前身は、昭和 20 年 10 月に発足した「病院週報」であるが、昭和 23 年 6 月に週報から月報に改めるとともに、同年 11 月に医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）を定めて報告の根拠を明確にし、昭和 24 年より医療法に基づく報告とした。

昭和 29 年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、平成 10 年からは療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めている。

なお、平成 13 年 3 月から報告の根拠は、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）となった。

また、平成 18 年には介護療養病床の報告を追加したが、令和 6 年には同年 3 月末の介護療養病床廃止に伴い、同年 4 月から介護療養病床の報告を削除した。

(3) 報告の期間

令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日（毎月報告）

(4) 報告の対象

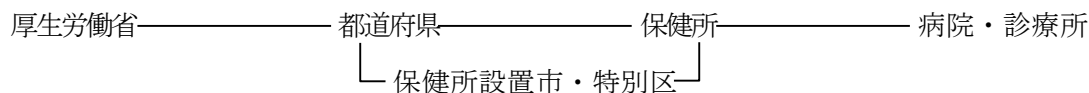
全国の病院、療養病床を有する診療所

(5) 報告の事項

在院患者延数、新入院患者数、退院患者数、外来患者延数等

(6) 報告の方法及び系統

病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。



(7) 結果の集計

厚生労働省政策統括官（総合政策、労使関係担当）において行った。

3 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小（0.05 未満）の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

なお、病院報告では以下の場合も含む。

- 「—」：病院又は病床があるが、計上する数値がない場合
「・」：病院又は病床がないので、計上する数値がない場合

(2) 掲載している数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口 10 万対比率算出のために用いた人口は、「令和 7 年国勢調査人口速報集計結果（総務省統計局）」の総人口である。今後、「令和 7 年国勢調査人口等基本集計」が公表された際には、当該集計を用いて再計算を行う予定である。

4 用語の説明

(1) 医療施設の種類

- 病 院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
- 歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

- 精神科病院 精神病床のみを有する病院をいう。
- 一 般 病 院 精神科病院以外の病院（平成 10 年までは伝染病院、平成 24 年までは結核療養所も除く。）をいう。

(3) 医育機関

「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

(4) 病床の種類

- 精 神 病 床 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。
- 感 染 症 病 床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。
- 結 核 病 床 結核の患者を入院させるための病床をいう。
- 療 養 病 床 病院の病床（精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。
- 一 般 病 床 精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外の病床をいう。

(5) 開設者の分類

概況本文と統計表で表示している開設者の分類は、以下のとおり。

概況本文（大分類）	統計表（小分類）
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他(国の機関) ※ 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構は、各々の法律により医療法の適用については国とみなされている。
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人

(6) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日 24 時現在在院している患者をいう。

(7) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(8) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が 2 つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(9) 1 日平均在院患者数

年間在院患者延数

当該年の年間日数 ※

※令和 7 年は 365 日

(10) 1 日平均外来患者数

年間外来患者延数

当該年の年間日数 ※

(11) 病床利用率

$$\frac{\text{年 間 在 院 患 者 延 数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{ の 1 月} \sim \text{12 月の合計}} \times 100$$

(12) 平均在院日数

$$\frac{\text{年 間 在 院 患 者 延 数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年 間 在 院 患 者 延 数}}{1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の種別の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者数} \right]}$$